

障害者である職員の任免に関する状況について（令和3年6月1日現在）

令和4年1月6日

裁判所における障害者である職員の任免に関する状況は、以下のとおりです。

1 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数

裁判所合計	25,403.5
最高裁判所	1,032.0
高等裁判所	1,766.5
地方裁判所	15,933.0
家庭裁判所	6,672.0

2 障害者の数

裁判所合計	682.5
最高裁判所	27.0
高等裁判所	49.0
地方裁判所	431.5
家庭裁判所	175.0

3 実雇用率

裁判所合計	2.69
最高裁判所	2.62
高等裁判所	2.77
地方裁判所	2.71
家庭裁判所	2.62

4 不足数

裁判所合計	0.0
最高裁判所	0.0
高等裁判所	0.0
地方裁判所	0.0
家庭裁判所	0.0

(注)

上記1の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

上記2の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントとしている。

また、短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとしている。

さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、短時間勤務職員である精神障害者であって、通報年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者又は通報年の3年前の年に属する6月2日より前に採用され、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者は、1人1カウントとしている。

上記4の「不足数」とは、上記1の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から上記2の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることもあり、この場合、法定雇用率達成となる。